

親子ローンや債務保証の利用企業必聴！！ 改正版移転価格事務運営要領の概要と対応

東京共同会計事務所
移転価格戦略コンサルティンググループ

2022年9月6日

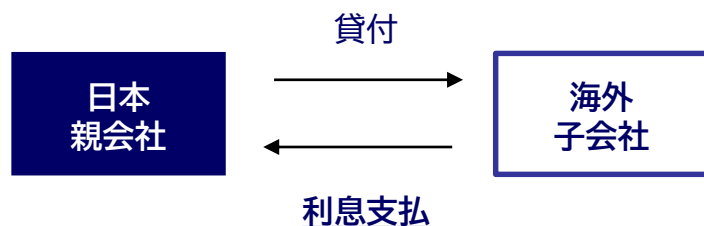
はじめに

- 2022年6月、本邦国税庁が改訂版の移転価格事務運営要領を公表し、日本側の親会社と海外現地法人(子会社)の間における金銭貸借取引、債務保証委託取引等の金利や保証料について、借手である子会社の信用力を評価し、その結果に基づいて算出することとなりました。一方、親会社の大半は、調達コストを基に簡易的な方法で金利や保証料を算出しているのが実情です
- 今後、改正前後の金利差について税務調査で調査官から指摘され更正処分を受けた場合、罰則として重加算税等が課される可能性があります。また、移転価格税制は7年遡って課税できることから、将来行われる税務調査により最長7年分課税されてしまうことも想定されます。改訂版の運営要領は2022年7月1日以降の事業年度から適用開始となり、企業や金融取引の規模を問わず一律に適用されることから、早急に金利・保証料等の見直しに着手することが肝要と考えられます。
- 本セミナーでは、適用開始が迫っている改訂版運営要領について、基本的な内容から実務上重要となる部分などを解説し、実務対応のご参考になれば幸甚です

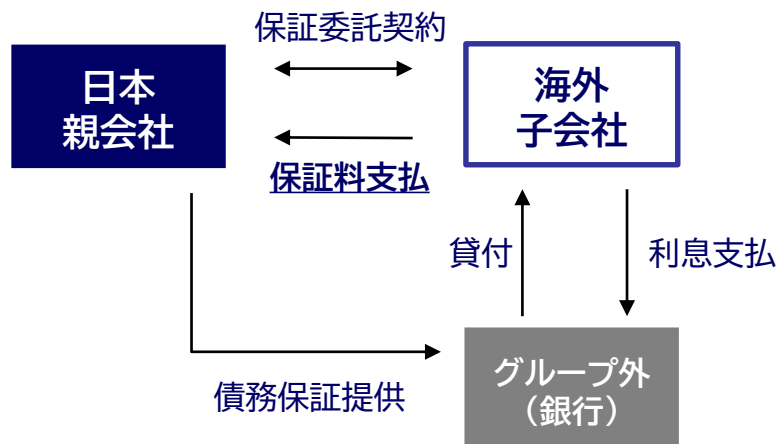
事務運営指針等の概要

一般事業会社のグループファイナンス取引(金融取引)

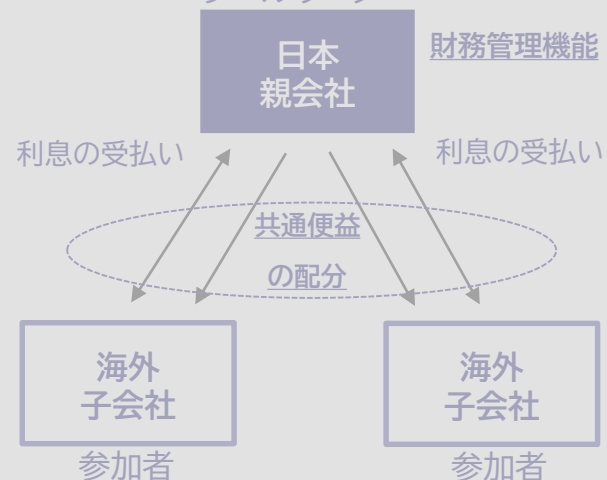
①金銭貸借取引(貸付取引)



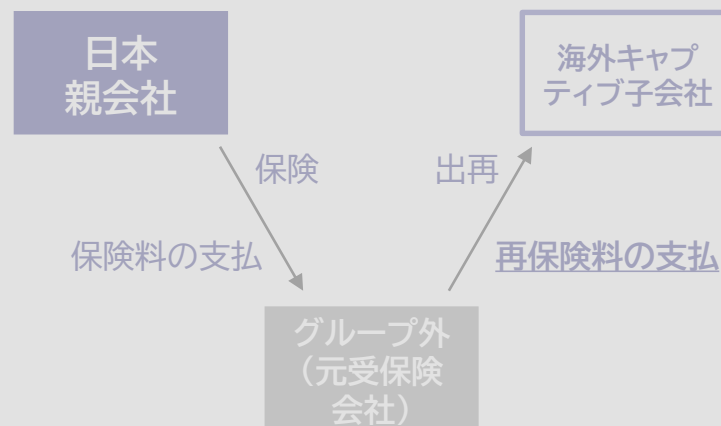
②債務保証委託取引



③キャッシュプーリング プールリーダー



④キャプティブ取引



指針及び事例集の改正

本邦移転価格税制に関する改正の流れ



- 過去においてもOECD移転価格ガイドラインが公表された後、本邦移転価格税制が改正されています
- 2022年6月に指針及び事例集の改正が正式に確定しました
- 2022年7月1日以後開始する事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査について適用することが予定されているため、今後の本邦の税務調査は、当該指針等に則して調査されることになります

改正された指針及び事例集の構成(金融取引抜粋)

指針

事例集

3-7 金融取引について調査を行う場合の留意事項

比較可能性に基づき、移転価格税制上の有無の検討

- (1) 金銭貸借取引に関する留意事項
- (2) 債務保証委託取引に関する留意事項
- (3) キャッシュプーリングに関する留意事項

3-8 金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項

3-7による検討を踏まえ、対価を最も適切な方法で算定

- (1) 市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引
- (2) 信用力の比較可能性を検討する場合、信用格付け等を用いる
- (3) 移転価格税制上のキャッシュボックスにおける対価
- (4) リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引
- (5) バンカビリティオピニオン
- (6) 債務保証委託取引における保証料の算定アプローチ
- (7) キャッシュプーリングに関するベネフィット配分の検討

第一章 独立企業間価格の算定方法の選定に関する事例

【事例4】(独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合)

<前提条件2: 金銭の貸借取引の場合>

<前提条件3: 債務の保証の場合>

【事例7】(寄与度利益分割法を用いる場合)

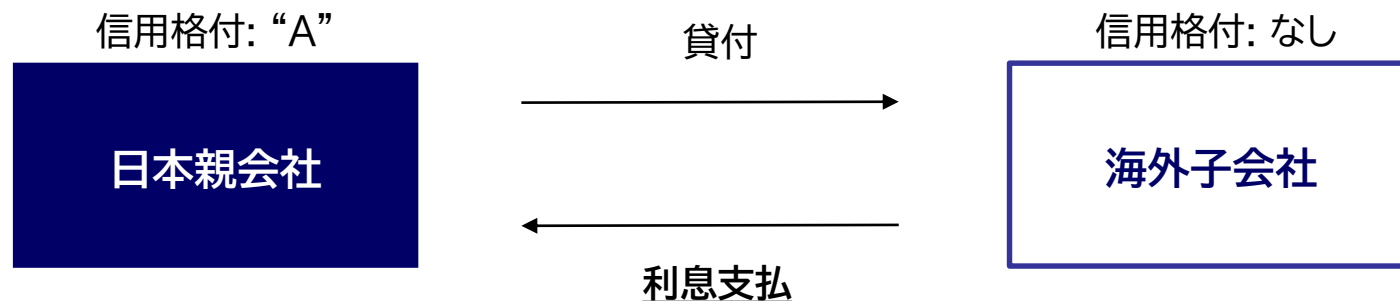
<前提条件4: キャッシュ・プーリング>

- 新たに改正された指針及び事例集について、OECD移転価格ガイドラインと比較すると、記載内容の具体性が乏しいと考えられます
- 実務上は、指針等をベースに、補完としてOECD移転価格ガイドラインを適宜参照して、移転価格対応を行うことが望ましいと考えられます

金銭貸借取引(貸付取引)

金銭貸借取引(貸付取引)に係る移転価格対応

代表的な格付け機関:S&P, Moody's, Fitch, R&I, JCR等



ベースレート又はリスクフリー利率 スプレッド
(変動金利: 6M USD LIBOR + 100 bps)
(固定金利: 300 bps)

上記の金利について、独立企業原則に則った金利で設定される必要があります

金利の構成

ベースレート + スプレッド = 出来上がり金利

- スプレッドとは、一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。（事例集 前提条件2 注）
- 事例集では、信用リスクを焦点に当てておりますが、通常貸手が負担するリスクに対するプレミアム（リターン）をスプレッドとして、ベースレートに上乗せすることで、金利が構成されます
- 事業会社の金融取引では、以下のリスクが考えられます

負担するリスクの例：

- 金利リスク

市場金利が変動することで保有する資産の時価が変動したり、そのリスク量が高まったりするリスクを指す

- 信用リスク

借手の信用力の悪化により、借手と合意した期間や条件の下で利払いや元本の返済が履行されないリスクを指す

- 流動性リスク

資金需要が生じたタイミングで、標準的な市場価格で、十分な資金調達を行えないリスクを指す

- 為替リスク

為替レートが変動することで保有する資産の時価が変動したり、そのリスク量が高まったり、または予定していた決済額が変動するリスクを指す

金融取引の移転価格算定方法

移転価格算定方法*1	算定の考え方
独立価格比準法(CUP法)	価格を比較する方法
再販売価格基準法(RP法)	売上高に対する粗利率を比較する方法
原価基準法(CP法)	売上原価に対する粗利率を比較する方法
利益分割法(PS法)	合算営業利益を分割する方法
取引単位営業利益法(TNMM)	- 比較対象企業の営業利益率と比較する方法 - 適用範囲の広さから、実務的に最もよく用いられる方法
ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)	無形資産の使用から得られるであろうキャッシュフローを予測し、当該キャッシュフローを一定の割引率で割り引いた現在価値を用いて無形資産の価値を計算する方法

- 金融取引(貸付、債務保証委託等)の移転価格算定方法は、基本的にCUP法が適用されると考えられます(指針3-7等)
- CUP法は法人、国外関連者及び非関連の事業の内容等並びに諸要素(役務の内容、関連当事者が果たす機能、契約条件、市場の状況、事業戦略)の類似性を勘案し、十分な比較可能性が求められることに留意が必要です(指針3-7、措置法通達66の4(3)-3)

*1: 租税特別措置法66条の4の二項

信用力

信用力とは

- 信用力とは一般的に企業の債務支払能力を指し、金融取引において金利や保証料を算定する場合は、特に信用力がポイントとなります
 - 指針及び事例集では、
 - ・ 取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標(以下「信用格付等」という。)を用いることができる
- 検討の対象となる信用力は原則として借手の信用格付等を用いることになるが、例えば、国外関連取引における借手が、企業グループの主力事業と顧客基盤に密接に関わっており、企業グループの収益の面で大きな位置を占めていることによって企業グループにおける重要度において貸手と同程度である等当該借手と貸手の信用力が大きく異ならないと認められるような場合には、当該貸手の信用格付等を用いて独立企業間価格を算定することができることがある。(指針3-8(2))
- ・ また、国外関連取引における借手が、外部信用格付機関の信用格付を得ていない場合であっても、公開の財務ツール等から当該国外関連取引における借手と同様の信用力を有する企業に付されるであろう信用格付を算定できる場合には、当該信用格付を用いて独立企業間価格を算定することができることがある。(事例集 第一章 事例4 前提条件2 解説3)

- 基本的に信用力は「信用格付」を基に評価する必要があります
- 信用格付が付されていない場合、S&PやMoody's等の第三者の信用格付機関が公表する手法や評価ツールを用いて、みなし信用格付を分析・評価する必要があります
- 実務上、子会社の信用格付が親会社の信用格付と同格になるということは難しいと考えられます

信用格付

信用格付の評価における留意事項

- 信用格付の評価において、以下の留意事項があると考えられます
 - ・ 「信用格付けは、多国籍企業または多国籍企業グループの全体的な信用力に対して決定される場合と、特定の債務の発行に対して決定される場合がある。以下の段落で詳述するように、**信用格付けを決定するには、定量的要因(財務情報など)と定性的要因(多国籍企業または多国籍企業グループが事業を行っている業界や管轄区域など)を考慮する必要があります。**」(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ10.63.)
 - ・ 「国外関連者の信用力の比較可能性を判断する場合には、**国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付けを基に判断するのではなく、上記の付随的便益 *1を加味した結果引き上げられた高い信用格付けを基に判断することとなる**」(事例集 第一章 事例4 前提条件3 解説3)
 - ・ 「**信用格付機関から独立した信用格付を得ている場合、これは通常、多国籍企業グループの一員であることを反映しているため、通常、暗黙の支援 *1を反映するためにこの信用格付を調整する必要はない。**」(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ10.176.)

- 信用格付の評価においては、財務諸表等の定量的な観点だけでなく、グループの支援等の定性的な観点も考慮した信用格付で評価することが重要だと考えられます
- 外部信用格付機関から付された信用格付について、グループメンバーシップ等の定性的な観点は加味されているため調整は不要と考えられる一方で、実務においては企業からの依頼に基づかず、格付機関が独自に行う勝手格付ではなく、依頼格付を使用することが望ましいと考えられます

*1: 本セミナーの債務保証において解説(P21参照)

ご参考:信用格付対比表

Moody's		S&P		Fitch Ratings			
Long-term	Short-term	Long-term	Short-term	Long-term	Short-term		
Aaa	P-1	AAA	A-1+	AAA	F1+	Prime	
Aa1		AA+		AA+		High grade	
Aa2		AA		AA			
Aa3		AA-		AA-			
A1	P-2	A+	A-1	A+	F1+	Upper medium grade	
A2		A		A			
A3		A-	A-2	A-	F2	Lower medium grade	
Baa1		BBB+		BBB+			
baa2	P-3	BBB	A-3	BBB	F3	Non-Investment grade speculative	
Baa3		BBB-		BBB-			
Ba1	Not prime	BB+	B	BB+	B	Highly speculative	
Ba2		BB		BB			
Ba3		BB-		BB-		Substaional Risks	
B1		B+		B+			
B2		B		B			
B3		B-		B-		Extremely speculative	
Caa1		CCC+	C	CCC	C		
Caa2		CCC					
Caa3		CCC-					
Ca		CC			Default imminent with little prospect for recovery		
		C					
C		D	/	DDD	/	In default	
/				DD			
/				D			



投資
適格



投資
適格

信用格付の評価方法

信用格付の評価方法

- 信用格付けを評価する場合、以下の手法に基づいて分析・評価することが一般的に多いと考えられます
 - S&Pグループ格付け手法
 - S&P Credit Analytics(評価ツール)
 - Moody's RiskCalc(評価ツール)
- 一般的に親会社が第三者信用格付機関より信用格付を付されている場合は、S&Pグループ格付け手法を用いることが多く、付されていない場合は評価ツールを用いることが多いと考えられます。事業会社の置かれている状況によって対応方法は異なり、整理すると以下のとおりです

#	状況	判定方法
①	第三者信用格付機関から親会社が信用格付を取得している場合	S&Pが公表している「グループ格付け手法」に則って親会社格付をベースに子会社の信用力を評価
②	第三者信用格付機関から親会社が信用格付を取得していない場合	➤ まずは評価ツールを使用して親会社格付を算出し、次にS&Pが公表している「グループ格付け手法」に則って親会社格付をベースに子会社の信用力を評価 ➤ 評価ツールを使用して子会社の信用格付けを直接評価

独立企業間金利の算定アプローチの概要

独立企業間金利の算定

- 改正前の指針3-8においては、借手の信用力等に基づくアプローチ(3-8(1))、貸手の信用力等に基づくアプローチ(3-8(2))及び国債を運用した場合のアプローチ(3-8(3))を規定しており、信用力の反映方法等の具体性がなかったことから、貸手の資金調達コストに一定のコストを加味して金利を設定する事業会社や国債の利回りに一定のコストを加味して金利を設定する事業会社が多かった印象を受けます
- 改正された指針では比較可能性について重視していると考えられます
 - ・ 金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合には、**3-7による検討を踏まえ**、次に掲げる事項に留意し、4-1に基づき**金融取引の対価の額が最も適切な方法**(措置法第66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。)により算定されているか検討する。(指針3-8)
 - (1) 金融取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標(以下「**市場金利等**」という。)で**当該金融取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること。**
 - (5) 非関連者である**銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しないこと。**

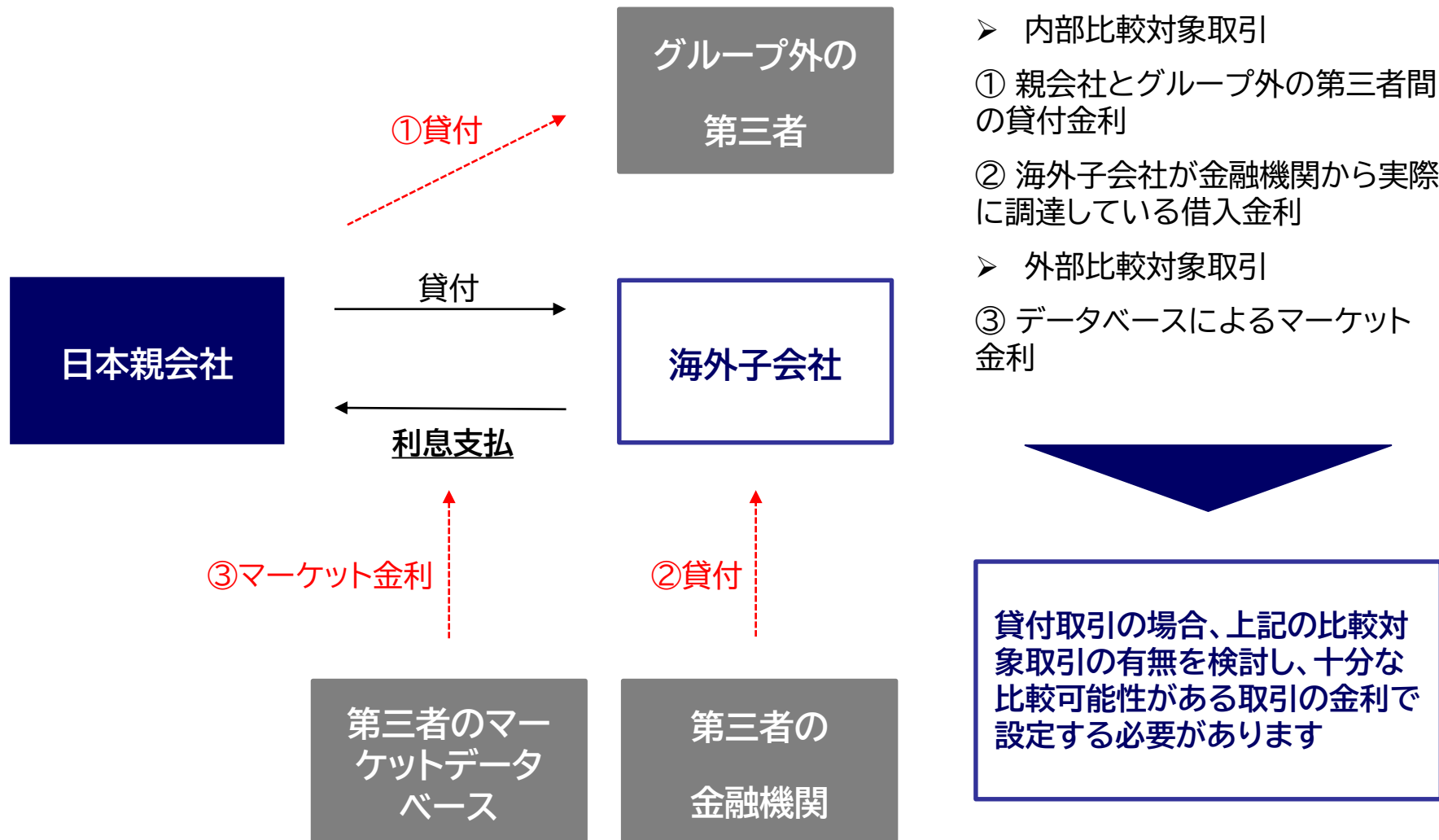
- 金融取引は内部比較対象取引及び外部比較対象取引の有無を検討する必要があります
- そのうえで、内部比較対象取引が存在しない場合は、金融市場における金利等を比較対象取引として選定することが可能です
- バンカビリティオピニオン(銀行等の見積り)は基本的に実際の取引ではないため比較対象取引に該当しないと考えられます

金銭貸借取引(貸付取引)の移転価格算定方法

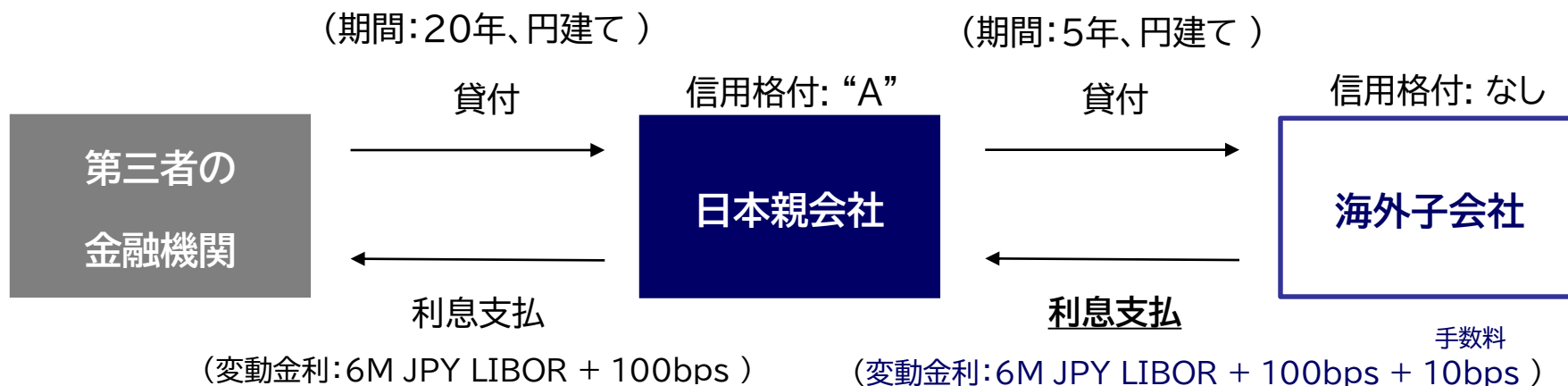
移転価格算定方法

- 実務上、最も適切な移転価格算定方法として選定されるのは、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」だと考えられます(事例集 事例4 ポイント、事例集 前提条件2 解説1等)
 - 独立企業間金利の設定について、外部のデータベースを用いたベンチマーク分析について記載されています
 - ・ 国外関連取引の借手及び貸手が非関連者で行う内部の比較対象取引が見いだせない場合でも公開データベース等から外部の比較対象取引が把握できる場合がある。また、金銭の貸借取引に係る比較対象取引が把握できない場合には、当該借手又は貸手と業種、規模及び信用格付等が類似する法人が発行する社債の利回り等を用いて独立企業間価格を算定することができることがある。(事例集 第一章 事例4 前提条件2 解説4)
 - ・ 例えば、公開されている銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッドが零の、又は概ね零に近い市場金利等(リスクフリー利率)にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いる方法が挙げられる。(指針3-8(4)、事例集 第一章 事例4 前提条件2 解説5)
- 外部比較対象取引については、具体的に外部の情報機関(Refinitiv、Bloomberg等)が提供するデータベースを利用し、比較可能性が十分高い社債の利回り等を用いることが考えられます
 - なお、インターネット等で無料で公開している市場金利データでは、一般的にインターバンク・レート(銀行間取引金利)等は取得できると思われますが、比較可能性が十分高い社債の利回り等を取得することは難しいと考えられます

比較対象取引のまとめ



金銭貸借取引(貸付取引)のよくあるケースの例①

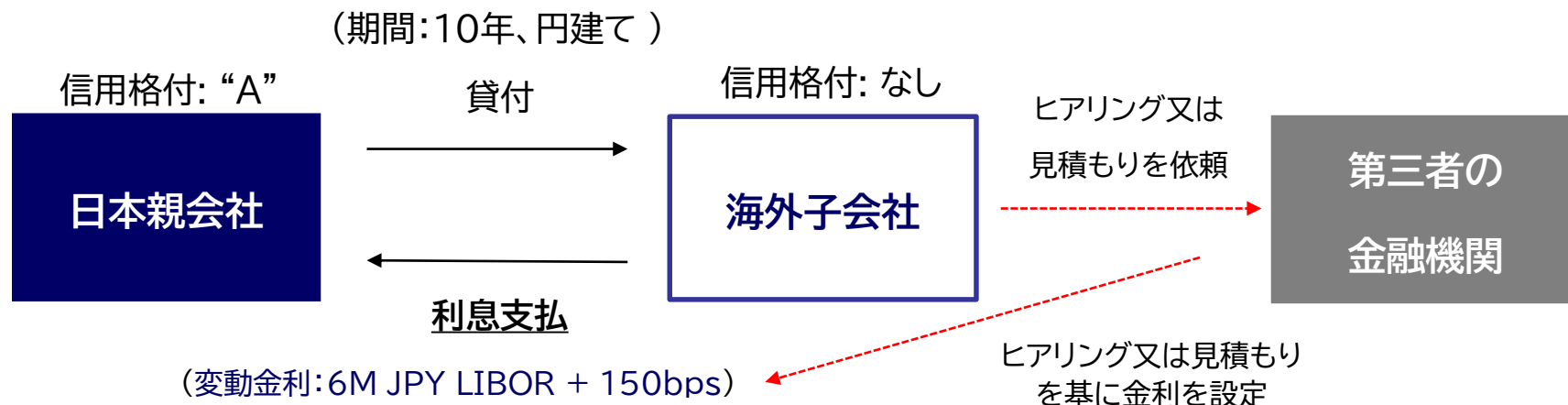


上記の親子間の貸付金利について、独立企業原則に則った金利で設定されていない可能性があります

- 海外子会社の信用力を加味していないため、信用リスクプレミアムが反映されていません
- 親会社が第三者の金融機関から調達している貸付は期間が20年の金利である一方で、親子間の貸付金利は期間が5年の金利のため、流動性リスクプレミアムが正しく反映されていない可能性があります
- 手数料の10bpsを加味する合理性がある一方で、妥当性について移転価格税制の観点から検証する必要があります
- 上記の例の親子間貸付では問題にはなりませんが、親子間貸付が円建て通貨以外で貸付を実行する場合は、為替リスクプレミアムを反映する必要があります
- その他のリスクプレミアム(例: カントリーリスクプレミアム等)について、網羅性を検討する必要があると思われます

移転価格税制は比較可能性が求められる一方で、上記のような貸付金利の設定方法では、税務調査において国税当局より細かく確認され議論に及ぶ可能性があります。従い、データベースを用いて海外子会社と同じ信用力を持つ事業会社が発行する社債等の利回りをベンチマーク分析して金利を設定した方が効果的だと考えられます

金銭貸借取引(貸付取引)のよくあるケースの例②

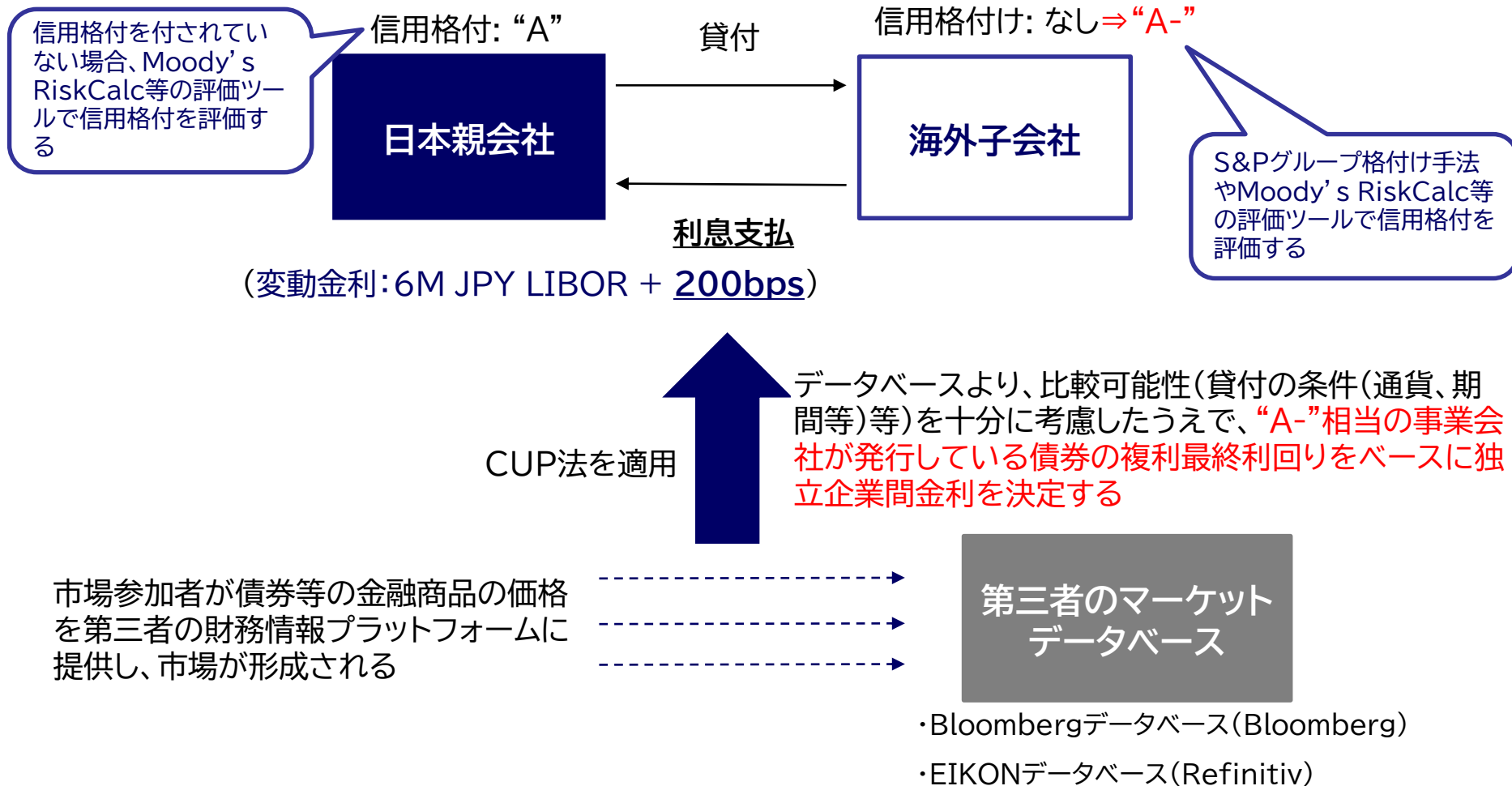


上記の親子間の貸付金利について、独立企業原則に則った金利で設定されていない可能性があります

- バンカビリティオピニオンは実際の取引ではないため、独立企業間金利とはいえないと考えられます
- なお、借手の海外子会社が実際に金融機関からの借入金利を基に、親子間金利を設定する場合は比較可能性を十分に検討する必要があります

バンカビリティオピニオンによる貸付金利の設定は適用することが難しいのはもちろんのこと、実際の借入金利を基に同様の条件で親子間貸付金利を設定する場合は、特に比較可能性の諸要素である市場の状況、事業戦略が相違することが多いため、実務上適用することが難しいと考えられます

独立企業間金利の算定アプローチ - まとめ -



本邦国税当局もBloomberg等のデータベースを保有しており、同様の算定アプローチで独立企業間金利を算定すると考えられます

金銭貸借取引(貸付取引)に関するその他の重要事項

指針3-7

- 改正前の指針3-7では、子会社等を再建する場合の無利息貸付け等の適用がある金銭の貸付け、並びに国外関連取引において返済期日が明らかでない場合の金銭の貸付けに関する留意事項のみでした
- 改正前の指針3-7の規定は、改正後の指針3-7(1) 注1及び注2に残されています
 - ・ 法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引その他の金融取引(以下「金融取引」という。)について調査を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、措置法通達66の4(3)-3に掲げる諸要素等に基づいて、当該金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無を検討する。(指針3-7)
- (1) 法人と国外関連者との間で行われた金銭の貸借取引について調査を行う場合には、措置法通達66の4(8)-5(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)の諸要因に配慮すること。
 - (注)1 基本通達9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。
 - 2 国外関連取引において返済期日が明らかでない場合には、当該金銭貸借の目的等に照らし、金銭貸借の期間を合理的に算定する。

- 子会社等を再建する場合の無利息貸付も従来どおり移転価格税制の対象となります
- 契約上、返済期日や期間が明記されているものの返済実態が伴わない転がしの貸付についても、貸付の目的等を鑑み、金銭貸借の期間を合理的に算定される可能性があります

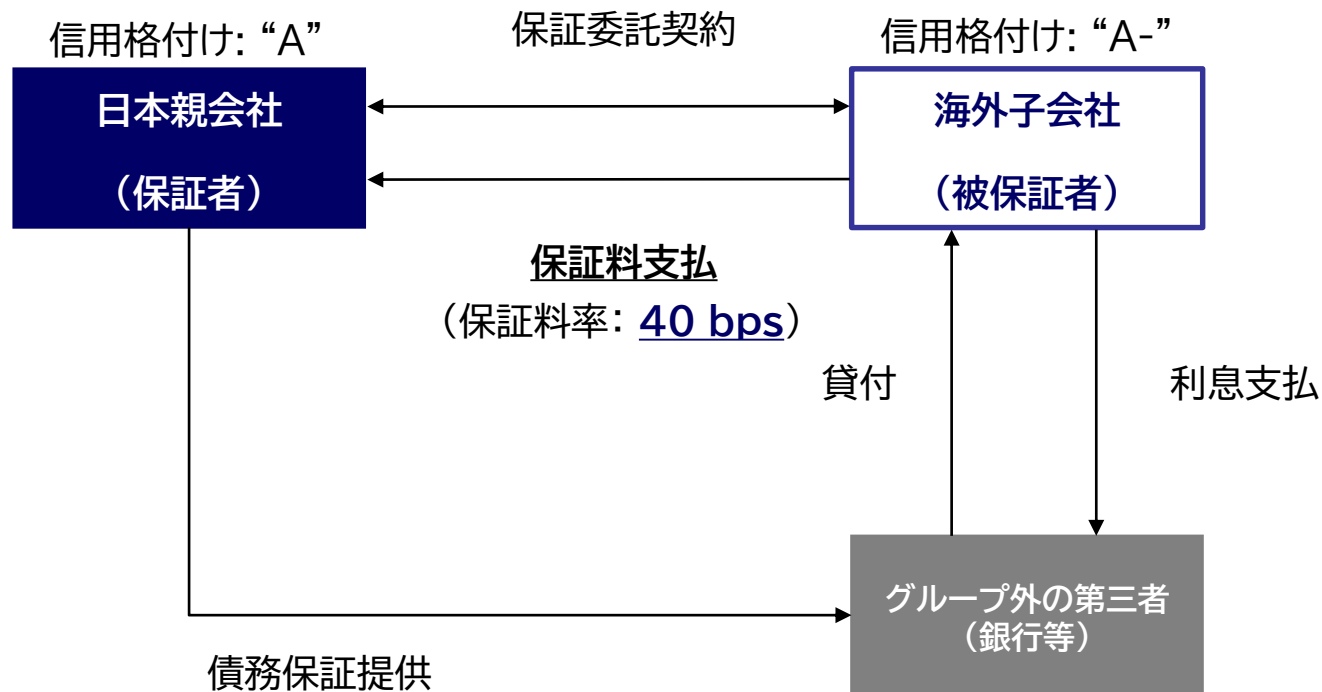
移転価格税制上のキャッシュボックス

キャッシュボックスにおける金融取引の取り扱い

- 新たな移転価格税制上のキャッシュボックスについて、以下のとおり記載されております
 - 例えば、金銭の貸借取引に係るリスクを管理するための能力を有していない、又は意思決定の機能を果たしていない、単に資金の提供を行うだけの貸手に対して借手が対価を支払う場合には、銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他スプレッド（一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。以下3-8において同じ。）をいい、当該一方の者が当該信用リスクを引き受ける場合の管理費用その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分を含む。以下3-8において同じ。）が零の、又は概ね零に近い市場金利等（以下「リスクフリー利率」という。）を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること。（指針3-8(3)）
 - 実際の取引の正確な描写により、資金提供者が金融資産への投資に関連するリスクをコントロールする能力を欠いている、または意思決定機能を果たしていないことが示された場合、資金提供者は保持する権利のある利益の適切な尺度として、リスク・フリー・リターン以上のものを得る権利はない（OECD移転価格ガイドライン パラグラフ 1.108）
 - リスク・フリー・レートを近似するために、高格付けの政府発行証券が唯一の参考となるわけではなく、インターバンク・レート、金利スワップ・レート、高格付けの政府発行証券のレポ取引など、それぞれのケースの実情に応じて他の選択肢が検討される（OECD移転価格ガイドライン パラグラフ 1.115）
- 外国子会社合算税制（CFC税制）のキャッシュボックスの判定と相違し、数式等の定量的な観点で該当の有無を判定するのではなく、関連当事者及び関連者間取引の事実に基づき判断します
- 移転価格税制上のキャッシュボックスに該当した場合、当該関連者が稼得するリターンは、銀行間取引金利等のリスクフリー利率以上の金利を稼得することはできないと考えられます

債務保証委託取引

債務保証委託取引に係る移転価格対応



当該保証料率について、独立企業原則に則った料率で設定される必要があります

経済的又は商業的価値の判定

経済的又は商業的価値(有償性、経済的便益)

- 保証類似行為においては、まずは経済的又は商業的価値(経済的便益)の有無を判定する必要があります
 - 「債務の保証を含め、保証を補完する行為には様々な種類が存在する。債務者にとってどのような経済的又は商業的価値を有しているのか、信用補完を与える者と信用補完を受ける債務者それぞれにおいて生ずる影響を的確に把握して移転価格上の問題の有無を検討する必要がある。」(事例集 第一章 事例4 前提条件3 解説5)
 - 「金融保証を正確に区分するためには、C.1.1.3項で説明したように、受動的な関係から生じる経済的便益を超えて、借手に生じる経済的便益を最初に考慮する必要があります。」(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ10.156.)

債務保証を含め保証類似行為はいわゆる「グループ内役務提供(IGS)」の一種であるとの位置付けだと考えられるため、先ずは経済的又は商業的価値を判定する必要があると考えられます

暗黙の支援・ハロー効果

暗黙の支援・ハロー効果の検討

- 保証委託契約がない状態でも、保証者のグループに所属し、被保証者に対して行う「暗黙の支援」によって、被保証者単体のみを考慮した場合の信用力よりも高くなる効果(ハロー効果)が考えられます
- 指針では、暗黙の支援に係る便益について新たに記載されております
 - ・ 「取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付随的な便益(以下「付随的便益」という。)が生じている場合があるが、当該付随的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。」(指針3-8(2) 注1)
 - ・ 「借手の多国籍企業グループメンバーとしての地位に起因するこのような支援の便益は、受動的な関係から生じるものであり、手数料が支払われるようなサービス提供から生じるものではない。」(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ10.163.)

暗黙の支援によるハロー効果は、基本的には付随的便益と考えられるため、それ自体のみに対価が発生するものではないと考えられます

債務保証委託取引に係る保証料の算定アプローチ

移転価格算定方法及び算定アプローチ

- 実務上、最も適切な移転価格算定方法として選定されるのは、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」だと考えられます(事例集 第一章 事例4 ポイント、事例集 第一章 事例4 前提条件3 解説1等)
- 実務において広く利用されている算定アプローチは、イールドアプローチ及びコストアプローチとなります

伝統的な算定アプローチ *1	OECD移転価格ガイドラインの算定アプローチ	指針の算定アプローチ
➤ イールド・スプレッドアプローチ ➤ コストアプローチ ➤ クレジット・デフォルト・スワップアプローチ ➤ Stand-by-LCアプローチ	➤ イールドアプローチ ➤ コストアプローチ ➤ 期待損失アプローチ *2 ➤ キャピタルサポートアプローチ *2	➤ イールドアプローチ(指針3-8(6)イ) *3 ➤ コストアプローチ(指針3-8(6)ロ) *4 ➤ クレジット・デフォルト・スワップアプローチ(指針3-8(6)ハ) *5*6

*1: 長年、移転価格実務において一般的な保証料率の算定方法として定着していたアプローチ

*2: 広義のコストアプローチであると考えられるため、本邦の指針に規定がないからといって実務で適用できないとは考えられないと思われます

*3: 「債務保証等の対象である債務の主たる債務者が、当該債務保証等が行われていないとした場合と当該債務保証等が行われた場合のそれぞれにおいて当該債務に係る債権者に対して支払うべき利息その他これに類する支払いに係る利率等の差」

*4: 債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担するべき損失の額(当該債務の不履行が生ずる確率を勘案して算定される損失の額をいう。)の当該債務の額に対する割合

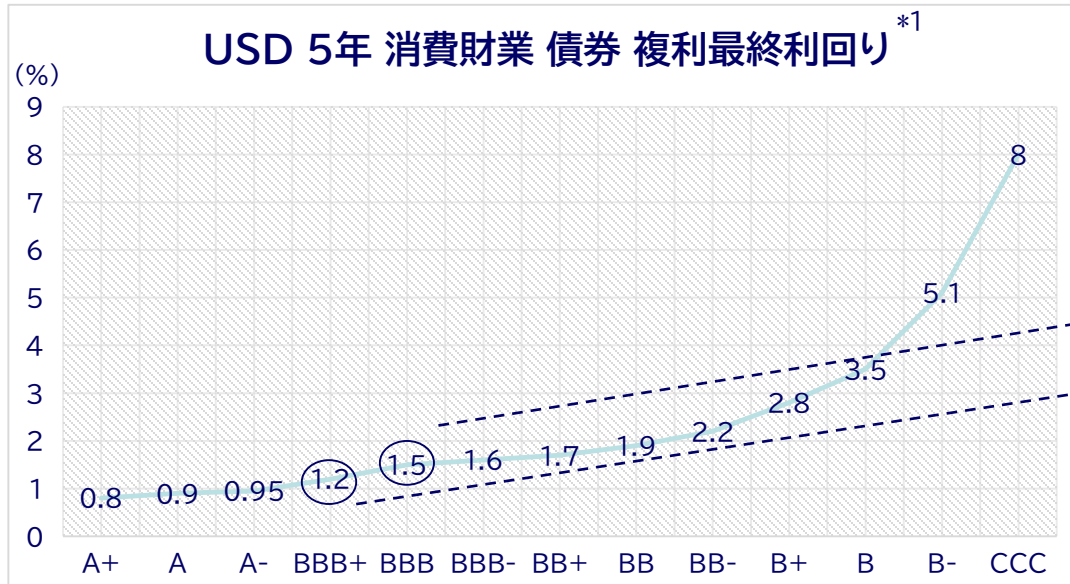
*5: 一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由(債務の不履行その他これに類する事由をいう。)が生じる場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッドのうち当該債務保証等の対象となる債務に係る信用リスクと同様の信用リスクに相当するもの

*6: OECD移転価格ガイドラインではコストアプローチの中で記載している(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ 10.179.)

算定アプローチ - イールドアプローチ -

イールドアプローチの考え方

- 保証前後の被保証者の格付け・信用力に基づく市場金利差を基に保証料率を算定するアプローチです。当該格付けに基づく第三者からの借入金利と保証がある場合の第三者からの借入金利とを比較し、その金利差をグループ間保証の対価とするアプローチとなります
- 指針の当該アプローチの定義(指針3-8(6)イ)及び事例集(第一章 事例4 前提条件3)では、保証前後の金利差である最大の保証料率を対価として示されていると考えられますが、独立企業原則に則した保証料は、保証者と被保証者が相互に有益な取引を達成するために、最大利益を分割し、一部を被保証者が稼得することが望ましいと思われます(OECD移転価格ガイドライン パラグラフ10.177. 参考)
- APAや税務調査において実績があるアプローチとなります



例えば保証前が「BBB」、保証後は「BBB+」の場合、 $0.3\% (= 1.5\% - 1.2\%)$ が「最大の保証料率」となります。

実務においては、当該最大の保証料率を一定の割合で分割する等が考えられます

*1: 当該債券の利回りの数値は仮の数値となりますので、実際の数値とは相違します

算定アプローチ - コスタアプローチ -

コスタアプローチの考え方

- 伝統的なコスタアプローチにおいては、保証前後の被保証者の格付け・信用力に基づくデフォルト確率差又は被保証者の格付けに基づくデフォルト確率を保証料とし、平成14年の裁決で国税当局が用いたアプローチです。一方で、デフォルトコストのみに着目し、流動性リスクプレミアムや資本コストを加味していないため、必ずしも合理的なアプローチとはいえないと考えられておりました
- 現在のコスタアプローチは債務保証を引き受けることにより将来予想される損失額である期待損失に、債務保証を引き受けることに対し稼得すべきリターン(対潜在的損失利益)を加味して保証料を算定するアプローチとなります
- コスタアプローチは保証者と被保証者の信用格付けが同格の場合等において、保証料の算出が可能となるメリットがあります
- 事例集(第一章 事例4 前提条件3)においては、イールドアプローチとコスタアプローチの平均値で算出していますが、どちらか一方のアプローチでも合理的だと考えられます。ただし、指針3-8(6)ロ及び事例集のコスタアプローチは期待損失のみを想定していると思われるものの、債務保証を引き受けることに対し稼得すべきリターンも考慮することが合理的だと考えられます

期待損失 (EL)
債務保証を引き受けることによる 予想損失割合を算出。 Moody'sが発行する累積デフォルト 率データ及び債権回収率データを 用いて算出。

+

対潜在的損失利益 (PL)
債務保証を引き受けることに対し 稼得すべきリターンを算出。 一定の統計学手法等の下、リスクに 晒された資本額を計算し、それに税 引き前ROEを乗じて算出。

= 独立企業間保証料

算定アプローチ - クレジット・デフォルト・スワップアプローチ -

クレジット・デフォルト・スワップアプローチの考え方

- 被保証者の格付けに基づくCDSスプレッドを基に保証料率を算定するアプローチとなります
- 外部のデータベースよりCDS市場のデータを利用することが可能である一方で、信用リスクのみの引受対価となるため、流動性リスクプレミアム等が加味されていないため、当該データのみで保証料率を算定することは、比較可能性が相対的に乏しくなる可能性が考えられます
- 上記の背景により、適用難易度の難しさから実務上ほとんど使用されていないアプローチとなります
- 事例集 第一章 事例4 前提条件3 解説4においては、「個々の国外関連取引について情報の入手可能性を勘案し、合理的に算定することに留意する」と言及されているため、CDS市場のデータの比較可能性を十分に考慮したうえで保証料率を算定することが重要と考えられます

債務保証委託取引の検討アプローチ - まとめ -

検討アプローチ

Step 1: 対価性の検討

保証(類似)行為が被保証者にとって経済的又は商業的な価値を享受するのか。すなわち、経済的便益を被保証者が享受しているのであれば、対価性があると考えられます

Step 2: 保証料の算定

Step1で対価性があると判断された場合、独立企業原則に則った保証料をイールドアプローチやコストアプローチ等で算定することが考えられます。貸付と同様にバンカビリティオピニオンや金融機関へのヒアリング等で保証料率を設定している場合は見直しが必要になります

Step 3: 徴求のタイミングの検討

保証料を徴求するタイミングを検討します
(例えば、海外子会社が金融機関より借入が実際に行われたタイミングで保証料の徴求を開始する等)

債務保証委託取引に関するその他の重要事項

指針3-7(2)

(2) 法人と国外関連者との間で行われた債務保証等(一方の者による他方の者の債務の保証その他これに類する行為をいう。以下同じ。)について調査を行う場合には、当該債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びに当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響に配意すること。(指針3-7(2))

(注) 債務保証等が法人又は国外関連者に与える影響について検討する場合には、例えば、債務保証等を行った一方の者が、当該債務保証等の対象である債務の主たる債務者である他方の者がその債務を履行しない場合に当該他方の者に代わってその履行をする法的な責任を負っているかどうか、当該債務保証等により当該他方の者の信用力が増しているかどうかを検討する。

- 事例集 第一章 事例4 前提条件3の海外子会社が銀行等から金銭を借り入れる場合の債務保証委託の例においては、関連者間債務保証委託取引の具体的な事実に基づき、被保証者が銀行から調達する金利と当該被保証者の信用格付けに基づくベンチマーク分析による金利差を比較し、債務保証により被保証者の信用力が増しているかどうかを確認しております
- ローカルファイルにおいては、債務保証に関する契約書の内容を分析するだけでなく、さらに債務保証による経済的便益の享受を明確にするための分析を行うことによって、より品質が担保されることになると考えられます

お問い合わせ及びご相談の窓口

- この度は本セミナーを視聴いただき、誠にありがとうございます
- 本セミナーの内容のお問合せ及び移転価格に関するご相談の窓口は以下となります。まずはお気軽にお問い合わせください

【お問い合わせ先】

東京共同会計事務所

移転価格戦略コンサルティンググループ

パートナー

丸山 裕司

Email: hiroshi-maruyama@tkao.com

マネージャー

渡部 公丞

Email : hirotsugu-watanabe@tkao.com

Appendix: 参照URL

参照URL

- 令和4年6月10日「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/220610/01.htm>

- 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000236785>

- 平14.5.24裁決、裁決事例集No.63 454頁

<https://www.kfs.go.jp/service/JP/63/26/index.html>

- General Electric Capital Canada Inc. v. The Queen, 2009 TCC 563

<https://www.canlii.org/en/ca/tcc/doc/2009/2009tcc563/2009tcc563.html>

- 2022年版OECD移転価格ガイドライン

<https://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/oecd-transfer-pricing-guidelines-for-multinational-enterprises-and-tax-administrations-20769717.htm>

- S&Pグループ格付け手法

<https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/delegate/getPDF?articleId=2815696&type=COMMENTS&subType=CRITERIA>

- S&P CREDIT ANALYTICS

<https://www.spglobal.com/marketintelligence/jp/solutions/credit-analytics>

- Moody's Analytics RiskCalc

<https://www.moodysanalytics.com/regions/apac-asia-pacific/japan/riskcalc-japan>

東京共同会計事務所のご紹介

東京共同会計事務所の概要

東京共同会計事務所は、会計・税務関連サービスに従事する部門と金融関連役務提供サービスに従事する部門を備えることにより、多岐に渡る取引事案、クライアントの皆様に対して、総合的なサービスを提供することを強みのひとつとしております。

サービスの品質に関しても、深い知的研鑽と専門的な実務経験に裏打ちされた顧客本位のサービスを提供することを行動規範として、それを着実に実践して参りました。

その結果、当事務所の活動は日本及びアジアにおける有力な事務所として、国際的にも高い評価を頂いております。

- 設立：1993年8月
- 所在地：東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル9階
- 人員数：約300名
- HP: <https://www.tkao.com/>
- 世界第6位の国際会計事務所グループRSM Internationalと業務提携(コレスポンデントファーム)

<RSM International>

- 設立：1964年
- グローバルヘッドクォーターズ：ロンドン
- ネットワーク：120カ国・800以上のオフィス
- プロフェッショナル：48,000人超

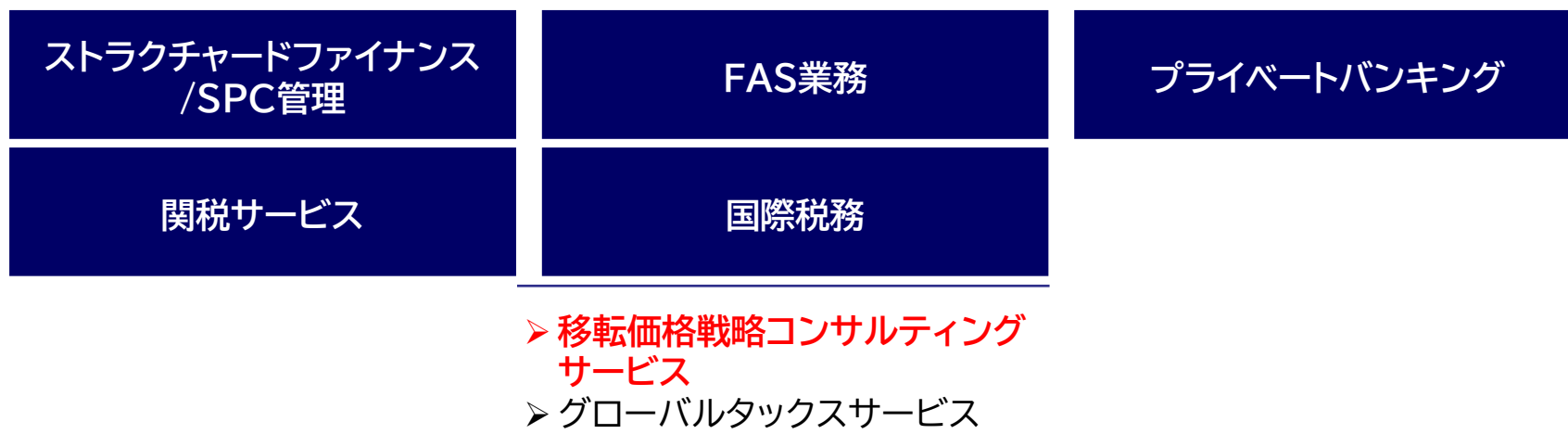


東京共同会計事務所の概要

グローバルでの評価

- 2005年より、毎年「International Tax Review」主催のサーベイにて、「日本を代表するアドバイザー」としての高評価を獲得
- “2022 World’s Leading Tax Firms” 日本部門第3位グループ
- **“2022 World’s Leading Transfer Pricing Firms” 日本部門第3位グループ**
- サービス品質に関するグローバルでの高評価を受けて、移転価格業務においては、経済産業省からの委託を受けて「ローカルファイル相談デスク」を開設、さらに税務関連の専門誌(例:「月刊国際税務」等)への寄稿やセミナー講師の実績多数

主なサービスライン



東京共同会計事務所 移転価格戦略コンサルティンググループ

移転価格戦略コンサルティンググループの強み

■ 金融移転価格コンサルティングの豊富な実績を有するメンバーで構成

- 国際会計事務所において、10年以上の移転価格コンサルティング経験を有している専門家で構成されており、様々な業界の移転価格コンサルティング実績を有している
- 特に金融移転価格の分野においては、金融機関の金融サービスのみならず、事業会社のグループファイナンス取引(金銭貸借取引、債務保証委託取引、キャッシュプーリング、キャプティブ等)に対するコンサルティング実績が業界トップクラスであり、国際会計事務所においても稀少と言われる金融移転価格に関する専門性に強みを持つ

■ インハウスでの移転価格実務経験

- 事業会社の経理部等における税務担当の実務を経験していることから、事業会社の業務フローを含む移転価格全般の実務を理解している

■ RSM及び東京共同会計事務所内における連携

- グローバルネットワークであるRSMの移転価格専門家との緊密なネットワークを有している
- 移転価格を端緒として検討事項が他の税務論点へ波及した場合でも、専門家として長年の経験を有する弊所内の国際税務・関税サービスライン等との専門チームと緊密な連携により、専門的な見地からの適切な助言を提供することが可能

一般的な移転価格に関する課題から金融移転価格に関する課題まであらゆる課題に対するサービスが提供可能です

主要メンバー

パートナー



丸山 裕司/Hiroshi Maruyama
移転価格戦略コンサルティンググループ統括
パートナー
固定: +81-(0)3-5223-9599 (直)
携帯: +81-(0)80-7103-0275
Email: hiroshi-maruyama@tkao.com

- 大手監査法人、外資系コンサルティング会社等勤務を経て東京共同会計事務所に入所。10年余りにわたって大手事業会社/金融機関の移転価格文書化、税務調査対応、事前確認申請等の業務を担当すると同時に、グループファイナンスに関するコンサルティング業務にも従事
- 主に多国籍企業の移転価格対応支援、グループファイナンスに関するコンサルティング業務に従事すると同時に、グローバルタックスマネジメント、M&A関連の税務デューデリジェンス業務、その他事業会社の海外進出支援等を幅広く担当
- 業界随一の豊富な実務経験を誇り、移転価格に関する調査事例や判例・裁決例等にも精通
- 米国公認会計士(ニューハンプシャー州)
- 東京大学法学部卒業(学士)

シニアマネージャー



香坂 慎太郎/Shintaro Kosaka
移転価格戦略コンサルティンググループ副統括
シニアマネージャー
固定: +81-(0)3-5223-9600 (直)
携帯: +81-(0)80-7103-0342
Email: shintaro-kosaka@tkao.com

- 大手国際会計事務所等勤務を経て東京共同会計事務所に入所。移転価格の専門家として10年以上の経験を有する
- 主に日系及び外資系の事業会社/金融機関向けの移転価格ポリシー構築、事前確認申請、移転価格課税に係る相互協議申立て、移転価格文書化、移転価格調査対応、税目的の事業及び無形資産価値のバリュエーション、実効税率低減を目指した戦略的な移転価格プランニング等の様々な移転価格プロジェクトを担当
- 過去には経産省委託調査にて、本邦多国籍企業に対するBEPSの影響並びに対応方法に関する調査の実施に関与
- また、大手総合金融サービス会社税務部門での移転価格業務経験も有する
- 早稲田大学商学部卒業(学士)

主要メンバー

マネージャー



渡部 公丞/Hirotsugu Watanabe
移転価格戦略コンサルティンググループ
マネージャー
固定: +81-(0)3-5223-9601 (直)
携帯: +81-(0)80-7103-0670
Email: hirotsugu-watanabe@tkao.com

- 大手コンサルティング会社、大手化学メーカー、大手国際会計事務所勤務を経て、東京共同会計事務所に入所
- 大手コンサルティング会社では、金融機関のビジネスプロセスアウトソーシング及び業務コンサルティング等を実施
- 大手化学メーカーでは、経理部の税務主担当として国内・国際税務対応、移転価格対応、企業再編対応、税務調査対応、監査法人対応、社内研修講師等を実施
- 大手国際会計事務所では、金融移転価格チームに在籍し、金融機関・ファンド業界・事業会社のグループファイナンスに関する移転価格ポリシー/移転価格文書の作成、事前照会に対する文書回答手続、事前確認申請及び税務デューデリジェンス等の様々な業務を実施
- 移転価格に関する多数のセミナー講師を担当
- 中央大学商学部会計学科卒業(学士)

セミナー・執筆に関する実績例

東京共同会計事務所 移転価格戦略コンサルティンググループ

セミナー・執筆に関する実績例

➤ セミナー関連

- 「移転価格事務運営要領(確定版)の『金融取引部分』に関する解説セミナー」(租税研究会)
- 「移転価格税制の基礎」(監査法人研修)
- 「海外ビジネスにおける国際税務リスクと対策」(神戸市海外ビジネスセミナー)
- 「PEファンド業界における移転価格対応」(PEファンド協会)
- 「事業会社の金融取引に関する移転価格入門(ローン、債務保証)」(ビューロー・ヴァン・ダイク)
- 「親子ローン・債務保証等に係る移転価格実務上の留意点」(租税研究会)
- 「移転価格税制のポイントと対策」(静岡県国際経済振興会(SIBA))

➤ 執筆関連

- 月刊国際税務 「金融取引に関する移転価格対応について」
2021年9月号(国際税務研究会)
- 国税速報 「税務調査で受けた指摘内容から理解する中堅・中小企業に求められる移転価格対応について」
2022年1月24日号(大蔵財務協会)
- 旬刊経理情報 「OECD移転価格ガイドライン 2022年版の概要と留意点」
2022年3月1日号(中央経済社)
- コロナ禍で移転価格課税が増加傾向。企業が押さえるべきポイントとは…東京共同会計事務所が解説
2022年3月2日(KaikeiZine)
HP: <https://kaikeizine.jp/article/29313/>
- 旬刊経理情報 「取引単位利益分割法、HTVI、金融取引」 「OECD移転価格ガイドライン2022年版の概要と留意点」
2022年2月20日号(中央経済社)

お問い合わせに対するサービス提供

お問い合わせ内容の例	提供サービスの例
初期的な移転価格対応	
移転価格対応を始めようと考えているが、どのような手順で対応すればよいのか	移転価格リスク評価(今後の方針・手順のご提案含む)
締結している顧問税理士に移転価格税制の相談をしたが、専門家のセカンドオピニオンが欲しい	オピニオンレターの作成、ディスカッションへの参加、顧問契約
移転価格税制の知識が乏しい為、社内研修を実施していただきたい	研修資料の作成・研修講師
ローカルファイルの作成	
移転価格文書(ローカルファイル)の作成基準に達成した為、作成を依頼したい	ローカルファイルの作成
作成義務はないが、税務調査においてローカルファイルに相当する文書が求められているため、アドバイスが欲しい	ローカルファイルに相当する文書の作成、税務調査対応サポート
グループファイナンス取引に係る対応	
海外子会社に対してローンを貸し付けているが金利が移転価格税制上問題がないかアドバイスが欲しい	現状のリスク評価、移転価格ポリシーの策定(ベンチマーク分析含む)、契約書の作成に係る助言
海外子会社に保証類似行為(債務保証等)を提供しているが、対価性や保証料の料率をどのように設定すればよいのか	現状のリスク評価、移転価格ポリシーの策定(ベンチマーク分析含む)、契約書の作成に係る助言
グローバルでキャッシュプーリングの導入を検討しているが、移転価格税制上問題がないかアドバイスが欲しい	移転価格ポリシーの策定、プーリングベネフィットの配賦計算、導入に関する助言

お問い合わせに対するサービス提供

お問い合わせ内容の例

提供サービスの例

役務提供取引に係る対応

海外子会社に対して役務提供を行っているが、現状の請求方法や対価の設定方法で問題がないのかを知りたい

役務提供に係る対価性に関する評価、対価設定に係る分析、移転価格ポリシーの策定、契約書の作成に係る助言

無形資産取引に係る対応

海外子会社に無形資産を譲渡しようと考えているが、どのように譲渡価格を設定すればよいのか

無形資産の譲渡価格算定、譲渡契約書の作成に係る助言

ロイヤルティを海外子会社から回収しているが、移転価格のルールで決めたわけではない為、見直しを考えている

現状のリスク評価、移転価格ポリシーの策定(ロイヤルティのベンチマーク分析含む)、契約書の作成に係る助言

グループ全体としての移転価格リスク管理に係る対応

中国製造子会社の利益率が非常に高い水準にあり、日本の税務調査で指摘を受けた

所得配分の分析に基づくリスク評価、移転価格リスクの低減を目的とした取引価格の見直し

各国の製造子会社との取引価格にばらつきがあり見直しを考えている

日本及び海外における移転価格リスクを踏まえた移転価格ポリシーの策定

プロジェクト実績例

東京共同会計事務所 移転価格戦略コンサルティンググループ

プロジェクト実績例

➤ 棚卸資産取引関連

- 移転価格ポリシーの作成、見直し
- 移転価格文書化
- 移転価格調整に係る契約書作成サポート
- 税務調査立ち合い
- 事前確認(APA)の申請・取得

➤ 無形資産取引関連

- ロイヤルティ料率に係る移転価格分析(マーケットアプローチ、コストアプローチ及びインカムアプローチ)
- DCF法による無形資産譲渡対価の価値評価
- 移転価格文書化
- 移転価格ポリシーの作成、見直し
- 税務調査立ち合い
- 事前確認(APA)の申請・取得

➤ 役務提供取引関連

- 役務提供に係る費用集計方法の見直し
- マークアップ料率の算定
- IGS(Intra Group Service)の導入
- 移転価格文書化
- 移転価格ポリシーの作成、見直し
- 税務調査立ち合い
- 事前確認(APA)の申請・取得

プロジェクト実績例

➤ 金銭貸借取引関連(貸付)

- 金利水準の算定分析サポート
- 移転価格ポリシーの検討サポート
- 移転価格文書化
- 貸付契約書のレビュー
- 事前確認(APA)の申請・取得

➤ 信用補完取引関連(債務保証等)

- 信用補完対価の徴収必要性の検討
- 信用補完対価の算定分析サポート
- 移転価格ポリシーの検討サポート
- 信用補完契約のレビュー
- 課税に伴う相互協議
- 事前確認の申請・取得

➤ キャッシュプーリング取引関連

- プーリングベネフィットの検討
- 金利水準の算定分析サポート
- プーリングヘッダーの役割を踏まえた移転価格ポリシーの検討サポート
- 移転価格文書化
- キャッシュプーリング契約書のレビュー

➤ キャプティブ取引関連

- 移転価格ポリシーの検討サポート
- キャプティブ契約のレビュー
- 移転価格文書化

免責事項

- 弊所が提供する本サービス、相談及びアドバイス等は貴社のご参考のために提供されるものであり、貴社自らの判断のもとにその採否を決定していただきます。また、弊所は、本サービスに基づき貴社が具体的に取った行為の結果に対しては責任を負いかねますので予めご了承ください。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失により、貴社が被った損害についてはこの限りではありません。
- 本業務は、金融商品取引法に定義される金融商品取引業に含まれる業務、その他当該業務を行うために許認可又は登録等を要する業務で、弊所が当該許認可又は登録等を有しない業務を含みません。
- 弊所は、本サービス提供のため、貴社及び対象会社から提供を受けた情報については、弊所が独自に調査することなくその真実性、正確性及び完全性を信頼し、本サービスの提供にあたり当該情報に依拠することができるものと致します。貴社は、かかる情報の内容に誤りがあることが判明した場合又は変動が生じた場合は、直ちに弊所にその旨をご通知いただきますようお願い致します。
- 本件取引が成就せず、本件取引に関する契約が締結されなかった場合にも、弊所は貴社に対し、何等の責任も負わないものと致します。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

本資料の、無断での複写/複製/転載/配布は固くお断りいたします。